

（厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正）

第十一条 厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条（指定障害福祉サービス基準第四十三条の四及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。 二 介護給付費等単位数表第2の1の注12の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準 指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項、第四十三条の四及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定重度訪問介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 三 介護給付費等単位数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準 指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第	（新設） （新設） （新設）

第十八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準 イ (略) ロ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算Ⅳを算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準 第十六号二の規定を準用する。	
第八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準 イ (略) ロ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算Ⅴを算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準 第七号二の規定を準用する。	九 指定地域移行支援の施設基準 イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表（以下「地域相談支援給付費単位数表」という。）第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算を算定すべき指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準 ロ 指定地域相談支援基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。 ロ 地域相談支援給付費単位数表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の施設基準 イ の規定を準用する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二十二條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ 地域移行支援サービス費(I) 3,504単位 ロ 地域移行支援サービス費(II) 3,062単位 ハ 地域移行支援サービス費(III) 2,349単位 注1 <u>イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあっては、ロは算定しない。</u> 1の2 <u>ハについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事</u>	別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 (新設) イ 地域移行支援サービス費(I) 3,059単位 ロ 地域移行支援サービス費(II) 2,347単位 注1 <u>イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</u> 1の2 <u>ロについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事</u>

業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2・3 (略)

1の2 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

1の3 (略)

2 (略)

3 退院・退所月加算 2,700単位

注1 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等をする日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

2 退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算する。

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものと

業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2・3 (略)

(新設)

1の2 (略)

2 (略)

3 退院・退所月加算 2,700単位

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等をする日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（1の注2に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

(新設)

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも

して都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に50単位を加算する。

5 体験宿泊加算

イ・ロ (略)

注 1・2 (略)

- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(I)又はロの体験宿泊加算(II)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に50単位を加算する。

6 居住支援連携体制加算 35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 地域居住支援体制強化推進加算 500単位

注 指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場合（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定す

のとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に50単位を加算する。

5 体験宿泊加算

イ・ロ (略)

注 1・2 (略)

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(I)又はロの体験宿泊加算(II)を算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に50単位を加算する。

(新設)

(新設)

る保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。) に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。

第 2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 306単位

ロ 緊急時支援費

(1) 緊急時支援費(I) 712単位

(2) 緊急時支援費(II) 95単位

注 1・2 (略)

2 の 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、ロの(1)の緊急時支援費(I)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

2 の 3 (略)

3・4 (略)

2 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

3 日常生活支援情報提供加算 100単位

注 指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者 1 人につき 1 月に

第 2 地域定着支援

地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 305単位

ロ 緊急時支援費

(1) 緊急時支援費(I) 711単位

(2) 緊急時支援費(II) 94単位

注 1・2 (略)

(新設)

2 の 2 (略)

3・4 (略)

(新設)

(新設)

<u>1回を限度として所定単位数を加算する。</u>	
<u>4 居住支援連携体制加算</u> <u>35単位</u>	(新設)
<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。</u>	
<u>5 地域居住支援体制強化推進加算</u> <u>500単位</u>	(新設)
<u>注 指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。</u>	

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 計画相談支援給付費単位数表	別表 計画相談支援給付費単位数表
1 計画相談支援費	1 計画相談支援費
イ サービス利用支援費	イ サービス利用支援費
(1) 機能強化型サービス利用支援費(I) 1,864単位	(新設)
(2) 機能強化型サービス利用支援費(II) 1,764単位	(新設)
(3) 機能強化型サービス利用支援費(III) 1,672単位	(新設)
(4) 機能強化型サービス利用支援費(IV) 1,622単位	(新設)
(5) サービス利用支援費(I) 1,522単位	(1) サービス利用支援費(I) 1,462単位
(6) サービス利用支援費(II) 732単位	(2) サービス利用支援費(II) 731単位
ロ 継続サービス利用支援費	ロ 継続サービス利用支援費
(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) 1,613単位	(新設)
(2) 機能強化型継続サービス利用支援費(II) 1,513単位	(新設)
(3) 機能強化型継続サービス利用支援費(III) 1,410単位	(新設)
(4) 機能強化型継続サービス利用支援費(IV) 1,360単位	(新設)
(5) 継続サービス利用支援費(I) 1,260単位	(1) 継続サービス利用支援費(I) 1,211単位
(6) 継続サービス利用支援費(II) 606単位	(2) 継続サービス利用支援費(II) 605単位
注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。	注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。
(1) 機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(IV)までについては、別に厚生労働大臣が	(新設)

定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（同条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。11において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費(I)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。

- (2) サービス利用支援費(I)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- (1) サービス利用支援費(I) 指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（指定基準第3条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。以下この1において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第3条第1項に規定する相談支援専門員

(3) サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。

(2) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

をいう。以下同じ。）の員数（前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(2) サービス利用支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援（法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

（新設）

(1) 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(3) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

3 (略)

4 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

5 (略)

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

(1) 機能強化型サービス利用支援費(I) 572単位

(2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 572単位

(3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 572単位

(4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 572単位

(5) サービス利用支援費(I) 572単位

(6) 機能強化型継続サービス利用支援費(I) 623単位

(7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 623単位

(8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 623単位

(9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 623単位

(10) 継続サービス利用支援費(I) 623単位

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって

(2) 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

3 (略)

4 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

5 (略)

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(I)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(1) サービス利用支援費(I) 553単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 継続サービス利用支援費(I) 604単位

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって

、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

(1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	881単位
(2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	881単位
(3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	881単位
(4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	881単位
(5) サービス利用支援費(Ⅰ)	881単位
(6) サービス利用支援費(Ⅱ)	92単位
(7) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	932単位
(8) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	932単位
(9) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	932単位
(10) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	932単位
(11) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	932単位
(12) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	278単位

- 8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第 7 条第 2 項に規定する要支援状態区分が要支援 1 又は要支援 2 のものに対して、同法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費(Ⅱ)を除く。）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1 月につき16単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 (略)

3 初回加算 300単位

注 1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第 5 条第 22 項に規定するサービス等利用計画をいう

、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(1) サービス利用支援費(Ⅰ)	856単位
(2) サービス利用支援費(Ⅱ)	125単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(3) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	907単位
(4) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	301単位

- 8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第 7 条第 2 項に規定する要支援状態区分が要支援 1 又は要支援 2 のものに対して、同法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1 月につき9単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 (略)

3 初回加算 300単位

注 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第 5 条第 22 項に規定するサービス等利用計画をいう。以

。以下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。	下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。
2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、300単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。	（新設）
4 主任相談支援専門員配置加算 100単位 注 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。	4 特定事業所加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。
（削る） （削る） （削る） （削る）	イ 特定事業所加算(I) 500単位 ロ 特定事業所加算(II) 400単位 ハ 特定事業所加算(III) 300単位 ニ 特定事業所加算(IV) 150単位
5 （略）	5 （略）
6 退院・退所加算 200単位 注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児	6 退院・退所加算 200単位 注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児

入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。) 、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法(平成11年法律第93号)第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成19年法律第88号)第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合を除く。))。

7 居宅介護支援事業所等連携加算

注 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの ((1)から(6)ま

入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。) 、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法(平成11年法律第93号)第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成19年法律第88号)第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合を除く。))。

7 居宅介護支援事業所等連携加算 100単位

注 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関

でに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

(1) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)又は指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)(以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象

する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)又は指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)(以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)又は介護予防サービス計画(同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する(当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。))。

(新設)

障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に
係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等に
おける居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定す
る居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（
同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をい
う。）の作成等に協力する場合 100単位

- (2) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を
開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障
害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及
びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除
く。） 300単位 (新設)

- (3) 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を
開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の
状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業
所等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定す
る月を除く。） 300単位 (新設)

- (4) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ
れ、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第12
3号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センタ
ー又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「
障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を
受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対
して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該
計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該
障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援
対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合 100単位 (新設)

- (5) 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用さ
れるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者
等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びそ
の家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。
） 300単位

(6) <u>計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）</u> 300単位	(新設)
8 (略)	8 (略)
9 <u>集中支援加算</u>	(新設)
注 <u>指定特定相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算する。</u>	
(1) <u>障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）</u>	
(2) <u>サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）</u>	
(3) <u>福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）</u>	
10 サービス担当者会議実施加算 100単位	9 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。	注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、<u>指定基準第15条第2項第11号に規定する</u>サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
<u>11</u> サービス提供時モニタリング加算 100単位 注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する<u>障害福祉サービス等</u>の提供現場を訪問することにより、<u>障害福祉サービス等</u>の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。	<u>10</u> サービス提供時モニタリング加算 100単位 注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する<u>障害福祉サービス又は地域相談支援</u>の提供現場を訪問することにより、<u>障害福祉サービス又は地域相談支援</u>の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。
<u>12～14</u> （略）	<u>11～13</u> （略）
<u>15</u> ピアサポート体制加算 100単位 注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。</u>	（新設）
<u>16</u> 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び	<u>14</u> 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び

運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

17 （略）

運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

15 （略）

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第二十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 障害児相談支援給付費単位数表	別表 障害児相談支援給付費単位数表
1 障害児相談支援費	1 障害児相談支援費
イ 障害児支援利用援助費	イ 障害児支援利用援助費
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I) 2,027単位	(新設)
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(II) 1,927単位	(新設)
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(III) 1,842単位	(新設)
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(IV) 1,792単位	(新設)
(5) 障害児支援利用援助費(I) 1,692単位	(1) 障害児支援利用援助費(I) 1,625単位
(6) 障害児支援利用援助費(II) 815単位	(2) 障害児支援利用援助費(II) 814単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	ロ 継続障害児支援利用援助費
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I) 1,724単位	(新設)
(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(II) 1,624単位	(新設)
(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(III) 1,527単位	(新設)
(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV) 1,476単位	(新設)
(5) 継続障害児支援利用援助費(I) 1,376単位	(1) 継続障害児支援利用援助費(I) 1,322単位
(6) 継続障害児支援利用援助費(II) 662単位	(2) 継続障害児支援利用援助費(II) 661単位
注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。	注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障	(新設)

害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合には、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

- (2) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- (1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ) 指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（指定基準第3条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。以下この1において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前六月の

(3) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。

(2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

（新設）

(1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

(3) <u>継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u> 3～5 (略)	(2) <u>継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</u> 3～5 (略)
2 (略)	2 (略)
3 初回加算 500単位	3 初回加算 500単位
<u>注 1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u> <u>2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。</u>	<u>注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</u> (新設)
4 主任相談支援専門員配置加算 100単位	4 特定事業所加算
<u>注 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。</u>	<u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。</u>

(削る)	イ	特定事業所加算(Ⅰ)	500単位
(削る)	ロ	特定事業所加算(Ⅱ)	400単位
(削る)	ハ	特定事業所加算(Ⅲ)	300単位
(削る)	ニ	特定事業所加算(Ⅳ)	150単位
5・6 (略)	5・6	(略)	
7 保育・教育等移行支援加算	(新設)		
<u>注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。</u>			
<u>(1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合</u>			
			100単位
<u>(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを</u>			

	算定する月を除く。)	300単位		
	(3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（１のイ又はロを算定する月を除く。)	300単位		
8	(略)		7	(略)
9	集中支援加算			(新設)
注	指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、障害児１人につき１月に１回を限度として、それぞれ300単位を加算する。			
	(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（１のイ又はロを算定する月を除く。)			
	(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第２項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（１のイ又はロを算定する月を除く。)			
	(3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（１のイ若しくはロ、５のイ又は６を算定する月を除く。)			
10	サービス担当者会議実施加算	100単位	8	サービス担当者会議実施加算
				100単位

注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。	注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、<u>指定基準第15条第2項第10号に規定する</u>サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。
<u>11～14</u> （略）	<u>9～12</u> （略）
<u>15</u> ピアサポート体制加算 <u>100単位</u> 注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。</u>	（新設）
<u>16・17</u> （略）	<u>13・14</u> （略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準 イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サービス利用支援費(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1) 他の指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。 (二) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員（指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	(新設)

(四) 基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。	(五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	(六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。	(七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	(八) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。	(九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。以下同じ。）が四十未満であること。	(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談
--	--------------------------------------	--	--	--	---	----------------------------------

支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(三) 取扱件数が四十未満であること。

ロ| 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)| 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2)| (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ| 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。	(二) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(一) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。 (二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。	(三) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。 (2) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	算定告示別表の3の注1の厚生労働大臣が定める基準	次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
							一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。)	別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規にサービス等利用計画（法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等（法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合

ロ
(略)
(削る)

イ 新規にサービス等利用計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等（法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合

ロ
(略)
イ

二 算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準
特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。

(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

(4) 指定特定相談支援事業所（指定基準第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(5) 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ。）等から

支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。	(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	(7) 算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。	特定事業所加算Ⅱ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。	(3) 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	特定事業所加算Ⅲ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(3) (2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	特定事業所加算Ⅳ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。	(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	(7) 算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。	特定事業所加算Ⅱ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。	(3) 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	特定事業所加算Ⅲ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(3) (2) (1) イの(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	特定事業所加算Ⅳ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 (略) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準	四 (略) 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準	五 (略) 算定告示別表の14の注の厚生労働大臣が定める基準	六 (略) 算定告示別表の15の注の厚生労働大臣が定める基準	七 (略) 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準	八 (略) 算定告示別表の18の注及び19の注の厚生労働大臣が定める基準	九 (略) 算定告示別表の20の注の厚生労働大臣が定める基準	十 (略) 算定告示別表の21の注の厚生労働大臣が定める基準	十一 (略) 算定告示別表の22の注の厚生労働大臣が定める基準	十二 (略) 算定告示別表の23の注の厚生労働大臣が定める基準	十三 (略) 算定告示別表の24の注の厚生労働大臣が定める基準	十四 (略) 算定告示別表の25の注の厚生労働大臣が定める基準	十五 (略) 算定告示別表の26の注の厚生労働大臣が定める基準	十六 (略) 算定告示別表の27の注の厚生労働大臣が定める基準	十七 (略) 算定告示別表の28の注の厚生労働大臣が定める基準	十八 (略) 算定告示別表の29の注の厚生労働大臣が定める基準	十九 (略) 算定告示別表の30の注の厚生労働大臣が定める基準
三 (略) 算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準	四 (略) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準	五 (略) 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準	六 (略) 算定告示別表の14の注の厚生労働大臣が定める基準	七 (新設) 算定告示別表の15の注の厚生労働大臣が定める基準	八 (略) 算定告示別表の16の注の厚生労働大臣が定める基準	九 (略) 算定告示別表の17の注の厚生労働大臣が定める基準	十 (略) 算定告示別表の18の注の厚生労働大臣が定める基準	十一 (略) 算定告示別表の19の注の厚生労働大臣が定める基準	十二 (略) 算定告示別表の20の注の厚生労働大臣が定める基準	十三 (略) 算定告示別表の21の注の厚生労働大臣が定める基準	十四 (略) 算定告示別表の22の注の厚生労働大臣が定める基準	十五 (略) 算定告示別表の23の注の厚生労働大臣が定める基準	十六 (略) 算定告示別表の24の注の厚生労働大臣が定める基準	十七 (略) 算定告示別表の25の注の厚生労働大臣が定める基準	十八 (略) 算定告示別表の26の注の厚生労働大臣が定める基準	十九 (略) 算定告示別表の27の注の厚生労働大臣が定める基準

あることを定めていること。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三十四条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準 イ 機能強化型障害児支援利用援助費(I)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(I) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1) 他の指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。 (二) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。 (三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員（指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）に対し、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	(新設)

-
- (四) 基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）を提供していること。
- (五) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。
- (七) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (八) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。
- (九) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ取扱件数（算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数をいう。(2)において同じ。）が四十未満であること。
-

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(三) 取扱件数が四十未満であること。

ロ

機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

(二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ

機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅴ)

二 算定告示別表の3の注1の厚生労働大臣が定める基準	(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(九)の基準に適合すること。 (二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 (2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。 (二) イの(2)の(三)の基準に適合すること。 (三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅴ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) (1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするとともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準	

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

（削る）

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

二

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。

(2) 障害児に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児

三 (略) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準	四 (略) 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準	五 (略) 算定告示別表の14の注の厚生労働大臣が定める基準	六 (略) 算定告示別表の15の注の厚生労働大臣が定める基準	七 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ 地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 (一) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者 (二) 管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者 ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年
三 (略) 算定告示別表の10の注の厚生労働大臣が定める基準	四 (略) 算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準	五 (略) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準	六 (略) 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準	(新設)	ニ 門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 特定事業所加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの(2)、(5)、(6)及び(7)の基準に適合すること。 (2) ロの(3)の基準に適合すること。 (3) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

八 一回以上行われていること。 ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。 算定告示別表の16の注及び17の注の厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位 置付けられていることを定めていること。	七 算定告示別表の13の注及び14の注の厚生労働大臣が定める基準 指定基準第十九条に規定する運営規程において、地域生活支援 拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施 を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第 百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点をいう。）で あることを定めていること。
---	---

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	(傍線部分は改正部分)
(削る) 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(I)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 ロ 指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援（指定基準第十一条一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を利用した地域相談支援給付決定障害者（同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において三	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 一 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。 (新設)

人以上いること。

ハ 指定地域移行支援事業所が、法第五条第二十項に規定する精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

二 算定告示別表第1の1のロの地域移行支援サービス費(Ⅱ)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 一のイ及びハに掲げる基準に適合すること。

ロ 指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者(以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。)又は障害者であつたと都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という

二 指定地域移行支援事業所において、指定基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援を利用した同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

(新設)

三 指定地域移行支援事業所が、精神科病院(法第五条第二十項に規定する精神科病院をいう。)、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

(新設)

	。又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者 (二) 管理者又は指定基準第三条第一項に規定する指定地域移行支援従事者 (2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。 (3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。	(新設)
	四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第七号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。	(新設)
	五 算定告示別表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 第四号の規定を準用する。	(新設)
	六 算定告示別表第1の6の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所及び第2の4の居住支援連携体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所（指定基準第四十条において準用する指定基準第三条第一項に規定する指定地域定着支援事業所をいう。以下同じ。）の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。	(新設)

ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。	
七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準 指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。	(新設)
八 算定告示別表第2の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準 第三号の規定を準用する。	(新設)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第三十六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づく厚生労働大臣が定める者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)別表計画相談支援給付費単位数表4に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。)を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。 別表 (略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づく厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づく厚生労働大臣が定める者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づく厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十号)第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。)を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。 別表 (略)

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第三十七条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であって、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。 別表（略）	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であって、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。 別表（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（福祉・介護職員処遇改善加算に係る経過措置）

第二条 令和三年三月三十一日において現に第一条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（次条において「旧介護給付費等単位数表」という。）第1の5の注の二若しくはホ、第2の6の注の二若しくはホ、第3の5の注の二若しくはホ、第4の5の注の二若しくはホ、第5の6の注の二若しくはホ、第6の14の注の二若しくはホ、第7の13の注の二若しくはホ、第8の3の注の二若しくはホ、第9の14の注の二若しくはホ、第10の9の注の二若しくはホ、第11の13の注の二若しくはホ、第12の16の注の二若しくはホ、第13の15の注の二若しくはホ、第14の17の注の二若しくはホ若しくは第15の9の注の二若しくはホ、第二十条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（次条において「旧障害児通所給付費等単位数表」という。）第1の13の注の二若しくはホ、第2の10の注の二若しくはホ、第3の11の注の二若しくはホ、第4の4の注の二若しくはホ若しくは第5の3の注の二若しくはホ又

	生活支援員
(2)	者のいずれか
	者

第六条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第七号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1)	
次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 (一) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者 (二) 管理者、相談支援専門員その他指定計	に限る。） 村長が認める研修 法第四条第一項に規定する障害者（以下このイ及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者を指定特定相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

	画相談支援に従事する者
(2)	者のいずれか
	者

第七條 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十四條の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第七号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1)	
次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 (一) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者 (二) 管理者、相談支援専門員その他指定障	に限る。）又はこれに準ずるものとして市町村長が認める研修 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下このイ及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者を指定障害児相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

	害児相談支援に従事する者
(2)	者のいずれか
	者

第八条 施行日から令和六年三月三十一日までの間は、第三十五条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下この条において「新地域相談支援基準」という。）第三号（新地域相談支援基準第八号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1)	に限る。）
	府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める研修

(2)	
者のいずれか	次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。 (一) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及び(2)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長）が認める者 (二) 管理者又は指定基準第三条第一項に規定する指定地域移行支援従事者
者	法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事が認める者を指定地域移行支援事業所の従業者として常勤換算方法で〇・五以上配置していること。